

令和7年7月18日

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公印省略)

## 公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

## 記

## 1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
情-I-045	監査対象契約抽出に係る異常検知ツール作成業務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月24日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和7年8月21日（木）10：30

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格

- （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- （3）令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
- （4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- （5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- （6）適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

## 11. その他

- （1）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- （2）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- （3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- （4）この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和7年8月6日（水）12：00までに提出しなければならない。
- （5）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年8月19日（火）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- （6）落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- （7）入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。  
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線 20824

## 適合条件

### 1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- (1) 過去5年以内に、公的機関に対する会計監査又は会計監査支援の実務経験がある者
- (2) 公認会計士、公認内部監査人又は公認不正検査士のいずれかを保有していること

### 2 提出書類

第1項の条件を満たすことが確認できる証明書等の書類

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。

また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならぬ。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

### 3 提出部数

1部

### 4 提出期限

令和7年8月6日（水） 1200

仕 様 書			
件 名	監査対象契約抽出に係る異常検知ツール作成役務	作成年月日	令和 7 年 7 月 1 日
		作 成 課	大臣官房監査課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、「監査対象契約抽出に係る異常検知ツール作成役務」について適用する。

### 1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、表1のとおりとする

表1 用語及び定義

番号	用 語	定 義
1	契約等調書	監査の際に被監査機関より提出を受ける、契約に関する基本情報（契約金額、契約期間、契約方式、業者名等）を記載した様式。
2	異常検知	契約等調書に記載されている契約情報の中から、不適切である可能性が高い契約をピックアップすること。
3	リスク	不適切である事項が含まれ、会計検査院から指摘される可能性があること。
4	フラグ付け	Excel等でセルを色分けするなど、視覚的にリスクを示す処理。
5	監査対象契約	監査の対象となる契約。契約等調書に記載された契約から選定・抽出されるもの。

## 2. 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書の定める事項が本仕様書の内容と異なる場合は、本仕様書を優先する。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）

## 3. 本業務に関する要求

### 3.1 業務の目的

「契約等調書」から、リスクの高い契約を自動的に抽出・可視化する異常検知ツールを作成することにより、監査対象契約の選定精度を向上させ、監査業務の効率化を図る。

### 3.2 本業務の実施体制

契約相手方は、本業務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- (1) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実にすることができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- (2) 前記(1)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

### 3.3 資格要件

契約相手方は、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 過去5年以内に、公的機関に対する会計監査又は会計監査支援の実務経験がある者
- (2) 公認会計士、公認内部監査人又は公認不正検査士のいずれかを保有していること

## 4. 業務の実施要領

### 4.1 業務概要

本業務は、監査対象契約の選定において、「契約等調書」に記載された契約情報（予定価格・契約金額・数量・単位・単価・契約方式等）をもとに、リスクの高い契約を自動的に抽出し、フラグ付け（セルの色付け等）を行い可視化することで、監査対象契約の選定の精度向上及び効率化することができる異常検知ツールを作成するものである。

### 4.2 満たすべき要件

監査対象契約に係る異常検知ツールに関して、以下の要件を定める。

- (1) 本役務の成果物は Microsoft Office 2016で利用可能なExcel形式とする。
- (2) Excel形式で提供された「契約等調書」の記載内容を、コピー&ペーストやシートへのインポートにより取り込むことで、自動的に契約情報を読み込み、リスクの高い契約に対してセルの色分け（フラグ付け）等による視覚的な表示を行う機能を有すること。
- (3) 新年度分の契約等調書を入力することで検知結果が出力されるものであること
- (4) ツールは、使用者の利便性向上のため、列名の変更や列の増加、ソート機能による並び順の変更が可能であること。
- (5) 将来的に契約等調書以外の情報の取り込み等による精度向上等への対応ができるよう拡張性を確保すること。

### 4.3 作業内容

- (1) 契約相手方は、契約後速やかに業務実施計画書を作成し、分析対象のデータ（過去3年分の契約等調書、監査対象契約を抽出した結果及びヒアリング結果等）の授受および整理を行う。
- (2) 契約相手方が異常検知の視点や分析方法の検討を進め、リスクの高い契約を抽出する方法を構築する。
- (3) 契約相手方は異常事項のフラグ付けや表示方法について検討を行い、試作ツールを作成する。官側はこれに対し、分析方法の妥当性や表示内容の適切性について検討協力をを行い、必要に応じて追加データの提供を行う。
- (4) 契約相手方は試作品を用いた検証及び官側からのフィードバックを通じて、成果物の精度向上を図る。

なお、詳細な作業内容については契約締結後に官側と契約相手方が協議のうえ確定するものとする。

### 4.4 その他

- (1) ツール作成に当たっては受託者の監査実績等に基づく知見を活用すること。
- (2) その他の細部事項については、防衛省大臣官房監査課の指示もしくは協議のうえ決定すること。

## 5. 業務実施計画書

- (1) 契約相手方は、本件業務の契約締結後速やかに、業務実施計画書（1部）を監督官に提出し、承認を受けること。
- (2) 業務実施計画書には、次の事項を記載すること。
  - (a) 工程表
  - (b) その他本件業務を実施するに当たって必要と認められる事項

## 6. 報告書等

- (1) 作業状況報告書  
契約の相手方は、当月の月末までに実施した作業の概要を作業状況報告書としてとりまとめ、翌月の10日までに官側へ報告し、指示を受けること。ただし、令和8年3月分については、履行期限までに官側へ報告すること。
- (2) 成果報告書  
契約相手方は最終的な成果物とともに、成果報告書を提出すること。なお、成果報告書には以下の事項を記載すること。
  - (a) 成果概要
  - (b) 今後に向けた提言

## 7. 提出書類等

- (1) 提出書類等は表2による

表2 提出物の範囲・納品期日等

番号	提出物	部数	納品期日	備考
1	業務実施計画書	1部	契約後速やかに	
2	役務従事者名簿	1部	契約後速やかに	
3	作業状況報告書	1部	翌月の10日まで	令和8年3月分については、履行期限まで
4	協議票	1部	協議実施後速やかに	協議を実施した際に提出
5	異常検知ツール	1個	業務実施計画書に示す時期	
6	成果報告書	1部	業務実施計画書に示す時期	

- (2) 成果報告書及び作成した異常検知ツールの提出にあたっては、電子メール及び可搬記憶媒体（DVD-ROM等）を用いて提出すること。
- (3) 契約相手方は、成果報告書及び異常検知ツールについて、あらかじめ監督官と協議するものとし、作成過程においては、進捗に応じ、監督官の確認を受けること。
- (4) 契約相手方は、防衛省に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。
  - (a) 成果報告書及び異常検知ツールの内容を公表すること。
  - (b) 成果報告書及び異常検知ツールを防衛省が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は防衛省の委任した第三者に複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- (5) 契約相手方は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ防衛省の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。
  - (a) 成果報告書及び異常検知ツールの内容を公表すること。
  - (b) 成果報告書及び異常検知ツールを複製し、又は翻案すること。

## 8. 履行期限

契約締結日から令和8年3月24日

## 9. 検査

検査は、この仕様書に基づき、大臣官房監査課支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

## 10. その他

### 10.1 一般事項

#### 10.1.1 実施全般

- (1) 契約相手方は、本件業務の実施に当たっては、契約相手方として当然要求されることの注意義務をもって、円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) 契約相手方は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務実施上当然要求される事項については、契約相手方の負担において実施すること。
- (3) 契約相手方は、監督官の指示があった場合は、本契約の履行状況について、監督官に報告すること。
- (4) 契約相手方は、本件業務の実施に際し、疑義が生じた場合は、監督官と協議の上、監督官の指示に従うこと。この場合、速やかに指示事項を書面にした上、監督官の承認を得ること。

#### 10.1.2 著作権

- (1) 契約相手方は、成果報告書及び異常検知ツールが著作権法第2条第1項1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）のうち契約相手方に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作人格権を除く。）を当該成果報告書及び異常検知ツールの提出時に防衛省に無償譲渡するものとする。
- (2) 防衛省が著作権を行使する場合において、契約相手方は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (3) 契約相手方は、その作成する成果報告書及び異常検知ツールが、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、防衛省に対し保証すること。
- (4) 契約相手方は、その作成する成果報告書及び異常検知ツールが第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な処置を講じなければならないときには、契約相手方がその賠償額を負担し、又は必要な処置を講ずるものとする。
- (5) 契約相手方は、本契約の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。また、本業務によって発生した著作権は官側に譲渡するものとする。

#### 10.1.3 再委託

- (1) 本業務の契約の履行において再委託を行う場合には、あらかじめ再委託する相手方の住所・氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を支出負担行為担当官に提出し承諾を得ること。  
なお、再委託する相手方の業務及び再委託を行う業務の範囲を変更する場合も同様とする。
- (2) 再委託を行った場合において、再委託の相手方及び再委託の相手方が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲を記載した書面を支出負担行為担当官に提出し

承諾を得ること。

なお、当該書面の記載内容に変更が生じた場合も同様とする。

## **10.2 情報保全**

### **10.2.1 当該役務に係る情報の取り扱い**

- (1) 契約相手方は、官側から提供を受けた文書及び電子データについては、消去又は破棄してその旨を書面で報告すること。
- (2) 契約相手方は、当該役務に係る情報に不要なアクセスを実施しないこと。
- (3) 契約相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず得た事項の管理に万全を期するとともに、守秘義務を負うものとし、その効力は本契約終了後も継続するものとする。

### **10.2.2 第三者に係る取り扱い**

- (1) 契約相手方は、この役務に第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ、当該第三者の事業者名等を届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該者に契約相手方と同様の保全の約定をさせるものとする。
- (2) 契約相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を第三者に漏洩又は他に転用してはならない。

## **10.3 役務に従事する者の申請**

契約相手方は、この役務に従事する者について、役務従事者名簿を契約後速やかに作成、官側に提出し、承認を得るものとする。この役務に従事する者の追加、変更等が生じた場合には、遅滞なく承認を得るものとする。